

中央区一般廃棄物処理基本計画

2021

～地球への思いやりを未来に紡ぐまち 中央区～

概要版（案）

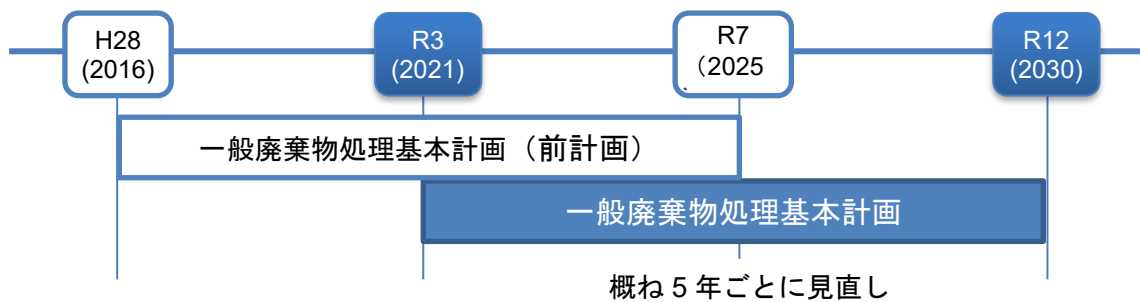
令和3（2021）年3月

中 央 区

第1章 一般廃棄物処理基本計画の位置づけと期間

一般廃棄物処理基本計画は、「廃棄物の処理および清掃に関する法律」（廃棄物処理法）第6条第1項の規定により、区市町村が定める長期計画です。本区の一般廃棄物処理基本計画は、『中央区基本構想』および『中央区基本計画 2018』に掲げられた将来像や基本目標を達成するための清掃・リサイクル事業のマスタープランとして位置付けられます。また、関係を有する国・東京都・東京二十三区清掃一部事務組合・他区の計画と調和を保つよう努める必要があります。

本計画の計画期間は、令和3（2021）年度から令和12（2030）年度までの10年間です。



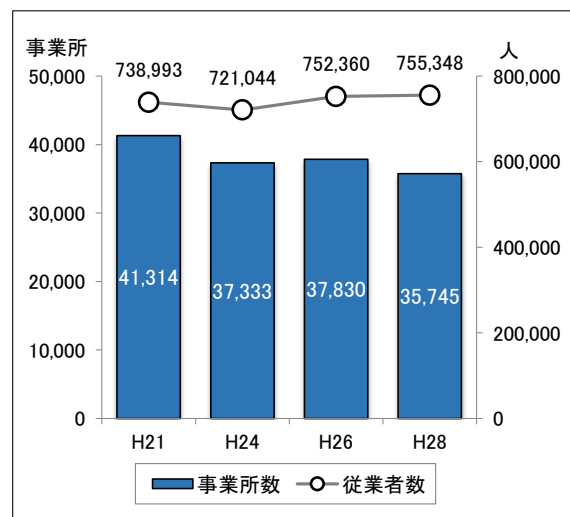
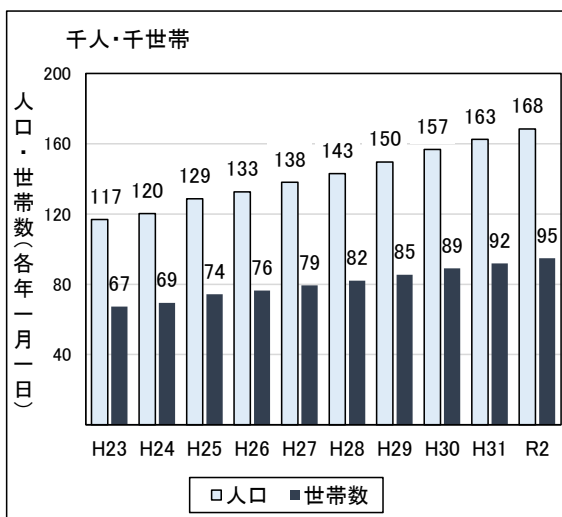
第2章 中央区の地域特性

■人口・世帯数

本区の人口は、定住人口回復施策と近年の都心回帰現象との相乗効果により、平成10（1998）年以降増加し続けています。令和2（2020）年1月1日の人口は168,361人、世帯数は94,807世帯となっています。

■事業所数

本区は首都東京の中心として、商業・経済をはじめ情報の中枢など、多様な都市機能が集積しています。平成28（2016）年の経済センサス活動調査によると、本区の実業所数は35,745事業所です。これは港区（37,116事業所）に次いで2番目に多い事業所数です。



第3章 清掃・リサイクルを取り巻く動向

3.1 国の動向

国では、循環型社会を形成するため「循環型社会形成推進基本法」、「廃棄物処理法」、および各種リサイクル法等を整備するとともに、平成 30（2018）年 6 月に「第四次循環型社会形成推進基本計画」を閣議決定し、持続可能な社会に向けた総合的な取り組みを行っています。

また、海洋プラスチックごみ問題や地球温暖化問題に対応するため、令和元（2019）年 5 月に「プラスチック資源循環戦略」を策定、食品ロスの削減に関する施策を総合的に推進するため、令和元（2019）年 10 月に「食品ロス削減推進法」を施行しました。

3.2 東京都の動向

東京都では、平成 28（2016）年 3 月に「東京都資源循環・廃棄物処理計画～Sustainable Design TOKYO～」を策定するとともに、令和 32（2050）年の CO₂ 排出実質ゼロをめざし、「ゼロエミッション東京戦略」を、令和元（2019）年 12 月 27 日に公表しました。

3.3 国際的な動向

平成 27（2015）年 9 月、持続可能な開発目標 SDGs（Sustainable Development Goals）が国連サミットにおいて全会一致で採択されました。SDGs は、令和 12（2030）年を期限とする 17 の目標（ゴール）と 169 のターゲットからなっています。



ロゴ：国連広報センター作成

3.4 新型コロナウイルス感染症の拡大の影響

令和 2（2020）年に入ってからの新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大は、人々のくらしや経済に大きな影響を及ぼしました。

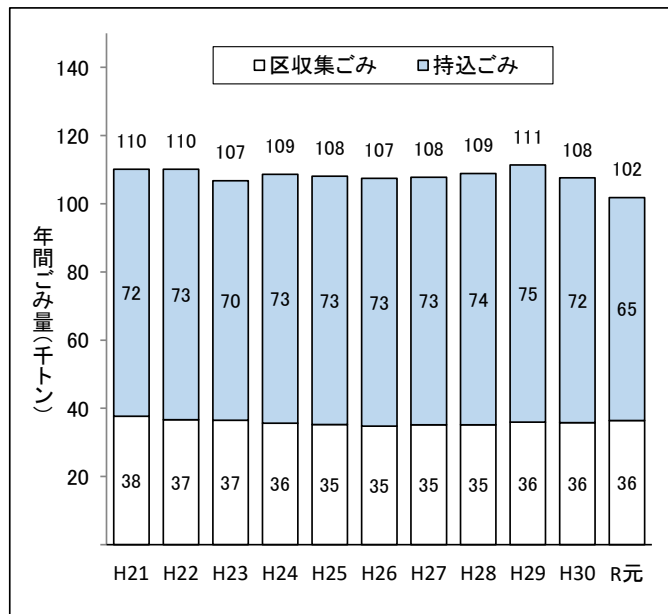
23 区全体の月別ごみ量を見ても、緊急事態宣言下の令和 2（2020）年 4 月から 5 月の間、区収集ごみは対前年同月比 10%前後増加し、持込ごみは 40%前後減少するといった影響が見られました。国は、マスクやティッシュの捨て方や、再生資源需要低下に対応した資源物の一時的な家庭内保管など、各種の対応策について Q&A を公表するなどの対応を図っています。

第4章 清掃・リサイクル事業の現状

4.1 ごみ量の推移

令和元年度のごみの総量は 101,808 トンでした。その内、区収集ごみ量は 36,384 トンで前年度よりも増加していますが、過去 10 年間を見ると人口増にも関わらずほぼ横ばいとなっています。

一方、令和元年度の持込ごみ量は 65,424 トンで前年度より約 6,400 トン減少しています。



中央区のごみ量の推移

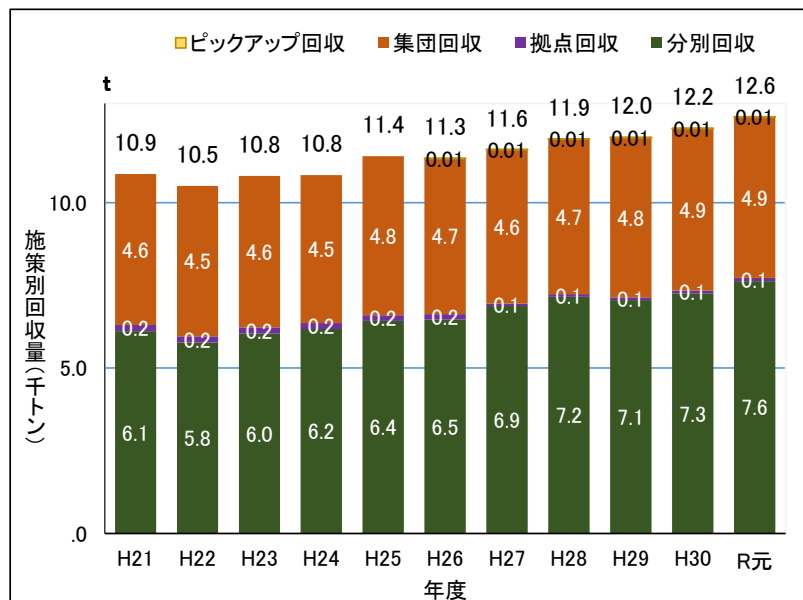
4.2 資源回収量の推移

区の資源回収は、集積所における「分別回収」、公共施設における「拠点回収」、町会・自治会等による自主的な活動である「集団回収」があります。

「分別回収」は、紙類、びん・缶、金属類、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象としています。

「拠点回収」は、紙パック、トレイ、廃食用油、布類、電池類、蛍光灯、小型家電、水銀使用製品が対象となっています。

「集団回収」に対しては、区では用具類の貸出しや助成金の交付等の活動支援を行っています。令和 2 (2020) 年 4 月 1 日現在の登録団体数は 323 団体です。



中央区の施策別資源回収量の推移

資源回収量は増加傾向にあり、令和元 (2019) 年度合計は 12,597 トンとなっています。ただし、区民 1 人 1 日あたりで見ると集団回収量は減少傾向にあります。

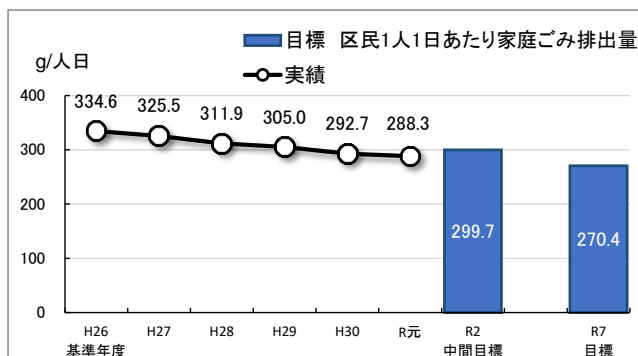
第5章 計画の進捗状況の評価

前計画（計画期間：平成 28（2016）年度～令和 7（2025）年度）に掲げた計画目標の達成状況は、以下のとおりです。

(1) 家庭ごみの減量目標

前計画では、家庭ごみについて、1人1日あたりの排出量を減量目標としています。

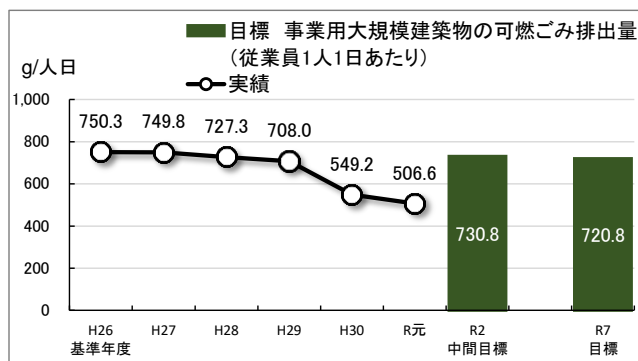
1人1日あたりの家庭ごみ排出量は減少しており、令和 2（2020）年度は 288.3g/人日と、中間目標値をクリアしています。



(2) 事業用大規模建築物の可燃ごみ排出量

延床面積 3,000 m²以上の大規模建築物においては、令和 7（2025）年度に従業員 1人1日あたりの可燃ごみ排出量を、720.8g/人日とすることを目標としています。

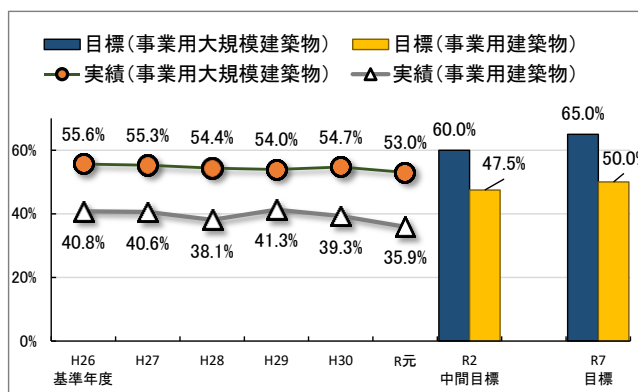
実績値を見ると、平成 28（2016）年度に令和 2（2020）年度の中間目標値を下回っています。



(3) 事業用大規模建築物・事業用建築物の再利用率

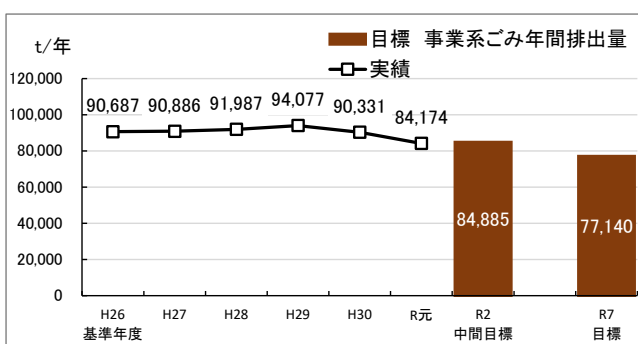
再利用率については、事業用大規模建築物（延床面積 3,000 m²以上）における令和 7（2025）年度の再利用率を 65%、事業用建築物（延床面積 1,000 m²以上 3,000 m²未満）の再利用率を 50%に引き上げることが目標としています。

実績値を見ると、現状のままでは目標達成は困難と見込まれます。



(4) 事業系ごみの年間排出量

事業系ごみ年間排出量（区収集事業系ごみ・持込ごみ）の実績を見ると、平成 29（2017）年度をピークに減少に転じています。この傾向が続けば令和 2（2020）年度の中間目標値は達成できるものと見込まれます。



第6章 清掃・リサイクル事業の課題

6.1 発生抑制・再使用の促進に関する課題

区民・事業者に向けた情報発信の充実

ごみの3Rの推進、中でも発生抑制（リデュース）や再使用（リユース）が再生利用（リサイクル）よりも優先されることについて、不断の情報発信が必要です。ファミリー世帯や単身者、高齢者、外国人など多様な層に情報を届けるため、SNS（ソーシャル・ネットワーク・サービス）やICT（情報通信技術）の活用を含め、情報に触れる機会・手段を拡充することが必要です。

食品ロスや使い捨てプラスチック類の削減

食品ロス削減推進法が施行されたことを受け、本区においても、区民や事業者とともに、食品ロスの削減を進めることが求められています。

また、気候変動や海洋プラスチックごみといった地球規模の環境問題が深刻化する中、容器包装類や使い捨てのプラスチック飲食器など、プラスチックごみの発生・排出をより一層抑制することが求められています。

6.2 資源循環に関する課題

資源分別の徹底に向けた取り組みの継続

燃やすごみや燃やさないごみの中に含まれる資源の分別徹底が引き続き必要です。また、集団回収については、地域における区民の自主的な資源循環活動を促進するという観点から、引き続き活性化を図る必要があります。拠点回収は飲料用紙パックや小型家電、蛍光灯・電池類など様々な品目の回収を担っており、認知度をより高めていくことが必要です。

事業者の自己処理責任に基づく事業系ごみの減量・資源化の促進

事業用大規模建築物・事業用建築物における再利用率はこの5年間横ばいからやや減少傾向にあり、古紙類や食品廃棄物等の資源化をより一層進める必要があります。

6.3 清潔で快適なまちづくりに向けた課題

区民の暮らしや事業活動の変化への対応

本区は来街者が多く訪れる商業都市であり、引き続き来街者へのアピールも含めたまちの美化の推進や集積所の美化等に取り組んでいく必要があります。また、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響から、「新しい日常」におけるごみの3R推進のあり方や、安心・安全なごみ収集・資源回収のあり方などについて、模索していくことが求められています。

区民・事業者との連携促進

区民・事業者・団体等の自主的な活動に対する支援を行うとともに、中央区清掃・リサイクル推進協議会をはじめとする区民・事業者の参画の場を活用し、交流・連携を図っていく必要があります。

第7章 基本理念と基本方針

基本理念

地球への思いやりを未来に紡ぐまち 中央区

本区のごみ量は、大幅な人口増加にもかかわらず減少傾向にあり、資源リサイクルの推進や廃プラスチック類の熱回収への転換などにより、東京湾に残された最後の最終処分場の延命化も図られています。

しかしながら、国際的には温室効果ガスの増加による気候変動やプラスチック類などの海洋ごみ問題が深刻化しています。加えて、新型コロナウイルス感染症の拡大は、世界中の国々の暮らしと経済に大きな打撃を与えました。

本区は首都東京の中心として発展を続けるなか、今後、区民・事業者とともに考え、連携しながら「新しい日常」における環境負荷の低減や資源の循環的な利用などに取り組んでいく必要があります。

世界に誇れる江戸のリサイクル文化を育んできた本区は、今後とも区民・事業者等とともに、新たな生活・事業活動に対応した循環型まちづくりを実現していきます。

基本方針 1 環境に対する意識啓発と発生抑制・再使用の促進

ごみ減量に向けて、区民・事業者への効果的な情報発信や普及・啓発事業を進めるとともに、再生利用（リサイクル）よりも優先される発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）の促進を図ります。

基本方針 2 多様なリサイクルによる資源循環の推進

家庭ごみに含まれる資源化可能物の分別の徹底、事業系ごみの自己処理責任に基づく適正排出と資源化を促進するとともに、集団回収や拠点回収への認知度の向上と参加促進、店頭回収の利用の促進など、多様なリサイクルによる資源循環を推進します。

基本方針 3 人の環で築く清潔で快適なまち

新型コロナウイルス感染症拡大後の「新しい日常」や事業活動の変化を見すえつつ、引き続き区民・事業者・区が一体となって、安心かつ清潔で快適なまちづくりを進めていきます。

第8章 ごみ減量目標

8.1 家庭ごみの減量目標

食品ロスの削減などの排出抑制行動およびごみと資源の分別徹底を進め、令和12（2030）年度の家庭から排出される1人1日あたりのごみ量を、令和元（2019）年度比で16.8%削減します。

	令和元（2019）年度 （基準年度）	令和7（2025）年度 （中間目標）	令和12（2030）年度 （目標）
家庭ごみの排出量 （1人1日あたり）	351.7g/人日	318.2g/人日 （-9.5%）	292.6g/人日 （-16.8%）

8.2 事業系ごみの減量目標

(1) 事業用大規模建築物・事業用建築物の再利用率

事業用大規模建築物における令和12（2030）年度の再利用率を60%、事業用建築物の再利用率を45%に引き上げます。

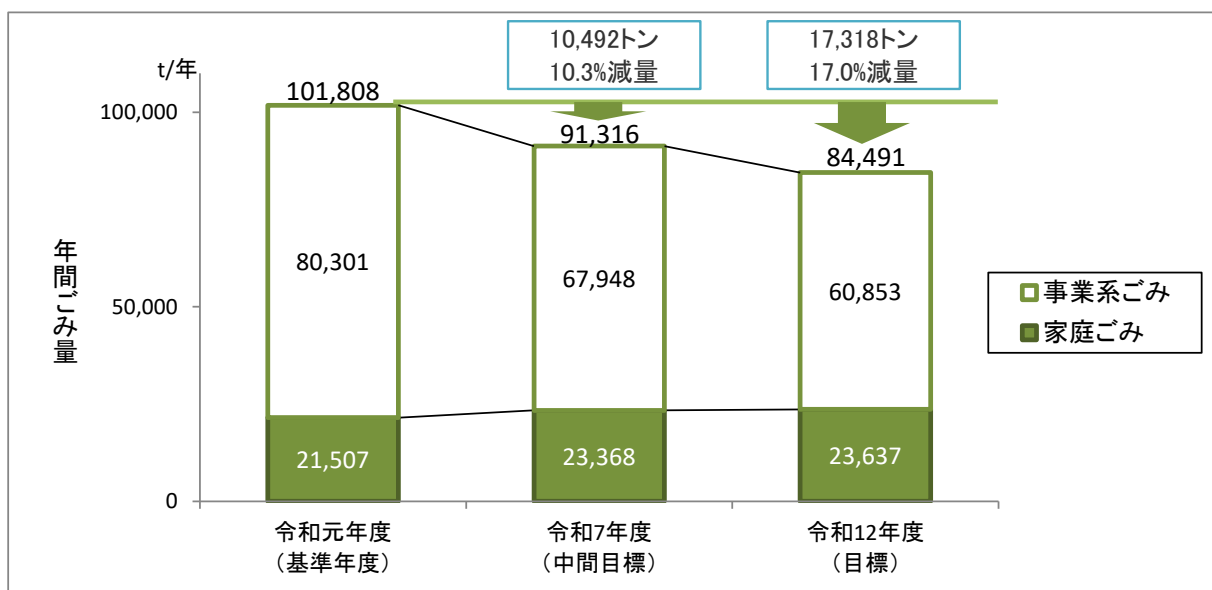
(2) 事業系ごみの年間排出量（区収集事業系ごみ・持込ごみ）

事業系ごみの年間排出量（区収集事業系ごみ・持込ごみ）を令和12（2030）年度に令和元（2019）年度比で約24.2%削減します。

	令和元（2019）年度 （基準年度）	令和7（2025）年度 （中間目標）	令和12（2030）年度 （目標）
事業系ごみの排出量 （区収集・持込合計）	80,301トン	67,948トン （-15.4%）	60,853トン （-24.2%）

8.3 目標を達成した場合の年間ごみ量

中間目標（令和7（2025）年度）：91,316トン（令和元年度比で10.3%減量）
最終目標（令和12（2030）年度）：84,491トン（令和元年度比で17.0%減量）



第9章 目標実現に向けての取り組み

基本方針1 環境に対する意識啓発と発生抑制・再使用の促進

1 区民・事業者への意識啓発



①情報発信の充実【重点・継続】

広報誌やホームページによる情報発信／エコまつり等イベントの開催／SNS や ICT の活用の検討／「ごみ減量・リサイクルアドバイザー」の派遣／外国人向け多言語パンフレットの充実、事業者への指導 など

②子どもの頃からの意識啓発

保育園、幼稚園、小学校での環境学習の推進／「親子環境施設見学会」の実施／児童・生徒を対象としたイベントの開催

③リサイクル・環境の活動拠点の活用

「リサイクルハウスかざぐるま」「環境情報センター」の活用 など

④事業者等との連携と働きかけ

商店街や事業者団体と連携したごみの発生抑制や再使用の促進／事業者のSDGsに関連した取り組み情報の発信 など

2 発生抑制・再使用の促進



①食品ロスの削減【重点・新規】

食品ロスの削減に関する基礎知識の発信／区民向け講習会の開催／「食品ロス削減月間」にあわせたキャンペーン等の検討／食べきり推進など、食品ロス削減に取り組む飲食店や販売店の支援／フードドライブ事業の実施 など

②使い捨てプラスチック類の削減【重点・新規】

簡易包装の選択、詰め替え商品の利用、マイカップマイボトルの利用など、使い捨てプラスチック類の削減を区民に呼びかけ

③再使用（リユース）の促進

「リサイクルハウスかざぐるま」における不用品販売、不用品交換システムの充実／フリーマーケット等のリユース活動の支援

3 事業者としての区の取り組み



①環境マネジメントシステム（EMS）の運用

「中央区環境マネジメントシステム」の運用による環境負荷の低減や廃棄物の削減

②再生品の利用促進

「中央区グリーン購入ガイドライン」に基づく率直的なグリーン調達の推進／公共事業における再生品の利用促進

基本方針 2 多様なリサイクルによる資源循環の推進

1 資源分別の徹底



①分別に対する意識の向上と排出指導の充実

普及・啓発の推進／「ごみ減量・リサイクルアドバイザー」の派遣 など

②紙類の分別の徹底【重点・継続】

雑紙（ざつがみ）の分別の周知／環境学習、区民向け講座による啓発

③プラスチック製容器包装などの分別の徹底【重点・継続】

プラスチック製容器包装、金属製のなべ・やかん等の分別徹底、資源化の促進 など

2 事業系ごみの適正処理と循環利用の促進



①事業用大規模建築物・事業用建築物への指導・助言の充実【重点・継続】

再利用計画書や再利用実績表に基づく指導・助言／立入検査の充実 など

②小規模事業所への排出指導の充実【重点・継続】

区収集ごみに排出している小規模事業所への排出指導の強化／収集委託化の促進 など

③食品廃棄物の削減【重点・継続】

飲食店など食品関連事業者に対する情報提供などによる生ごみ減量促進

④資源化ルート等の確保に対する検討

商店街や事業者団体等との連携／「ちゅうおうエコオフィス町内会」のPR

3 多様な資源回収の推進



①集団回収の促進

集団回収の普及・啓発による活動の活性化促進 など

②粗大ごみ等からの資源回収の拡大

燃やさないごみの資源化および粗大ごみからのピックアップ回収の実施／新たな資源化の検討

③拠点回収の推進

小学校など身近な場所に資源を持ち寄る拠点回収の利用促進／拠点回収品目拡大の検討

④リサイクル推進協力店制度の見直し【新規】

リサイクル推進協力店認定制度を見直し、食品ロス削減や使い捨てプラスチックの削減など、幅広い視点から事業者の取り組みを促進

基本方針3 人の環（わ）で築く清潔で快適なまち

1 安心で清潔なまちづくりの推進



①安心・安全なごみ収集・資源回収のありかたの検討【重点・新規】

新型コロナウイルス感染症の拡大を受け安全で安定的なごみ収集・資源回収のあり方について検討／ふれあい収集の継続

②まちの美化の推進

「クリーンデー」・「まちかどクリーンデー」の実施／「花壇ボランティア」の育成、活動支援／清掃（事業）協力会の活動などを通じたまちの美化の推進

③集積所の美化の推進

集積所の適正管理／より早い時間でのごみ収集／町会等と連携したマナーが守られてない集積所の指導・助言の強化／カラスやねずみ対策

④有害物・危険物の排出方法の周知徹底【新規】

水銀含有物の拠点回収／エアゾール缶などの危険物の適正排出の周知徹底／在宅医療廃棄物の薬局を拠点とした回収

2 交流・連携の促進



①区民・事業者等との交流・連携の促進【重点・継続】

「リサイクルハウスかざぐるま」や「環境情報センター」を拠点とする区民・事業者・団体等の交流と連携の促進／新型コロナウイルス感染症の拡大を契機とした今後の循環型まちづくりのあり方など、中央区清掃・リサイクル推進協議会の場における検討



リサイクルハウスかざぐるま



環境情報センター

3 環境負荷の低減



①収集・運搬体制における環境負荷の低減

効率的で環境負荷の少ないごみ・資源の収集・運搬体制の構築 など

②中間処理・最終処分における環境負荷の低減

東京二十三区清掃一部事務組合が進めるエネルギー回収や主灰のセメント原料化事業等の促進

第10章 生活排水処理基本計画

10.1 生活排水処理の現状

本区の下水道普及率は、平成 22（2010）年度以降 100%となっており、区内で発生する生活排水（し尿・生活雑排水）はほぼ公共下水道で処理されています。一部の浄化槽汚泥、およびディスポーザー汚泥は、許可業者の収集・運搬により、清掃一組の運営する品川清掃作業所（下水道投入施設）に搬入され、固形物を取り除いた後、下水道排水基準内に希釈して下水道に放流しています。

一方、事業活動に伴って排出される「仮設便所のし尿」および「し尿混じりのビルピット汚泥」は、事業者責任の徹底の観点から民間業者による収集・処分が行われています。

10.2 生活排水処理基本計画

(1) 浄化槽汚泥の収集・運搬および処分

区内で発生する浄化槽汚泥（ディスポーザー汚泥を含む）は、許可業者による収集運搬を継続します。収集された浄化槽汚泥は、東京二十三区清掃一部事務組合の下水道投入施設（品川清掃作業所）で処理を行い、公共下水道に投入します。

なお、下水道投入施設における残さ・しさは焼却処理、沈砂は埋立処分を行います。

(2) 事業者の責任による処分

事業活動に伴って排出される「仮設便所のし尿」および「し尿混じりのビルピット汚泥」は、事業者責任に基づく処理を徹底します。

中央区一般廃棄物処理基本計画 2021

概要版

令和3（2021）年3月発行

刊行物登録番号

2-078

編集・発行 中央区環境土木部中央清掃事務所

〒104-0031 中央区京橋1-19-6

電話 03-3562-1523

調査協力 有限会社 循環資源・環境ビジョン研究所